

農用地利用集積等促進計画案（名古屋市ほか 22 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 8 年 4 月 7 日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 犬飼 峰宏

1. 意見聴取の対象となる農用地

名古屋市中村区日比津町字中宮野 65 番
一宮市富田宮東 1754-1 ほか 3 筆
瀬戸市上本町 734 番ほか 1 筆
春日井市神屋町字上郷 20 ほか 10 筆
江南市般若町中山 78 番ほか 10 筆
小牧市小木西三丁目 10 ほか 49 筆
稲沢市一色長畑町 172 番ほか 44 筆
豊明市前後町螺貝 1424 ほか 3 筆
愛知郡東郷町大字和合字新濁池 67 ほか 3 筆
丹羽郡大口町下小口七丁目 95 ほか 6 筆
津島市古川町 1 丁目 8 番ほか 6 筆
愛西市町方町大山田 19 番地ほか 5 筆
大府市吉田町東端 45-1 ほか 7 筆
知多市金沢字廻間 30-1 ほか 3 筆
知多郡阿久比町大字卯坂字新平池 12 番ほか 47 筆
岡崎市鶴巣町字神守田 64-1 ほか 43 筆
碧南市前浜町 1 丁目 144 番ほか 1 筆
西尾市徳次町殿屋敷 88 ほか 37 筆
豊田市長興寺 8 丁目 5 ほか 14 筆
みよし市三好町折坂 6
新城市作手黒瀬字向山 17-193 の一部ほか 9 筆
豊川市白鳥町穴田 91-1
田原市高松新井 86 ほか 147 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 8 年 4 月 7 日(火)から令和 8 年 4 月 13 日(月)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）